

議案第七十三号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項第四号イ中「ヌ」を「ル」に改める。

付 則

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五十九条第三項（第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、

この条例の施行の日以後に行う許可（改正後の条例第五十九条第一項若しくは第二項の許可又は改正後の条例第六十条第一項の変更の許可をいう。以下同じ。）について適用し、同日

前に行った許可については、なお従前の例による。

（説明）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部改正により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、規定を整備する必要があります。そのため、本案を提出いたします。